

くらしすと

「くらしすと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。



知って安心! 暮らしの情報	2
高齢社会の住まい	
トラブル PICK UP	3
被災地支援にかこつけた投資話にご注意!	
おしらせ	4
イベント情報	

くらしのトピックス

■「永代供養の権利」の勧誘には気を付けて!

「有名なお寺の永代供養の権利を500万円で買えば、もっと高値で買い取ってくれる人がある」と言って、しつこく勧誘してくるという相談が寄せられている。

このような手口で買い取りが行われたケースは、今まで確認されていません。おかしいと思った時は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談をしてください。

■アクセサリーなどの訪問販売業者に業務停止命令

「アクセサリーのデザインをしている。展示会を行うので見に来てほしい」などと電話やメールで誘い出し、ホテルの会議室などで長時間買うように勧誘していた業者に対し、近畿経済産業局は3カ月の業務停止命令を行った。この業者は、最初に売る目的であることを告げなかったり、「いらない」と断っているにもかかわらず勧誘を続けたりしていた。

近畿経済産業局

検索

■ブライダルエステを受けるときは慎重に!

国民生活センターの発表によると、ブライダルに関するエステの相談が年々増加している。相談内容は、「腕が出るドレスのために痩身サービスを受けたが、腕が腫れた」「顔のしみを消そうとレーザーを使った施術を受けたが、跡が残った」など。

大切な結婚式や事前の写真撮影の前にトラブルが発生しているケースが目立っており、同センターでは、「施術を受けるときは時間的な余裕を持って慎重に」と呼びかけている。



天王寺蕪 (てんのうじかぶら)
原産地：大阪市
発祥時期：江戸時代
収穫時期：10～1月

詳しくは3ページ下欄参照

消費者ホットライン

0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを!

お住まいの市町村等の
消費生活相談窓口を
ご案内します

高齢社会の 住まい

高齢期を安心して
暮らすために



厚生労働省が7月12日に発表した「2010年国民生活基礎調査」によると、高齢者世帯が1020万7千世帯（世帯総数に占める割合は21.0%）に達し、初めて1000万世帯を突破しました。高齢者の「1人暮らし」は501万8千世帯で、独居老人の世帯が初めて500万世帯を超えました。

1 高齢者の住まいの現状と意識

内閣府が実施した「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成22年11月調査）によると、高齢者の「持ち家」の割合は88.6%です。しかし、単身世帯では「借家」の割合が31.6%と高くなっています。また、「自分が虚弱化してきてもリフォームなどはせずそのまま住み続けたい」との回答が37.1%で「リフォームして住みやすくする」が26.7%、「介護を受けられる施設に入る」が19.0%となっています。

2 高齢者の住まいの情報 —「大阪府高齢者の住まいナビ」ホームページの案内から

電話での問い合わせ ☎06-6941-0351(代表)

「大阪府高齢者
住まいナビ」とは



高齢者向けの住宅や施設を探している人や、これからの住まいのことで悩んでいる人のための情報を一元的に提供しています。現在の家で暮らし続ける人には、介護保険サービスの利用方法やバリアフリーへの改造等の情報を提供、住み替えや施設の入所を考えている人には、体の状態に合わせた高齢者向けの住宅や施設等の案内をしています。

●現在の住宅で暮らし続ける

自宅を
バリアフリーに
改造したい

助成制度

- 介護保険法に基づく住宅補助制度（要支援、要介護認定の人が対象）
- 高齢者住宅改造助成制度（大阪府の一部の市町村で実施）

支援制度

- 大阪府住宅バリアフリーリフォーム支援システム（からだの状態にあう住宅改造のアドバイス）
- 大阪府住宅リフォームマイスター制度（リフォーム事業者の情報提供）

耐震診断・改修（補強）したい

大阪府の補助制度を利用すれば、耐震診断は概ね5千円程度でできます。（詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください）

介護保険サービスを利用したい

訪問・通所サービス、住宅改修サービスなどを在宅の要介護者等が受けるサービスです。

●高齢者向けの住宅へ住み替える、入所する

身の回りのことをできる人が対象の施設

- *サービス付き 高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の認定制度は、
高齢者向け住宅 平成23年10月19日で廃止になり、サービス付き高齢者向け住宅*事業の登録制度が10月20日から創設されます。

※サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正（H23.10.20施行予定）で、新たな高齢者向け住宅制度が創設されます。高齢者の居住の安定を目的として、バリアフリーに対応したつくりで、介護・医療と連帯して、安否確認や生活相談のサービスを提供することなどが義務づけられています。

- *シルバーハウジング（住宅の設備・仕様に配慮し、福祉サービスが受けられる公営の高齢者世帯付住宅）
- *大阪あんしん賃貸住宅（高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅）

生活援助が必要な人が対象の施設

- *住宅型有料老人ホーム（食事や見守りのサービスがあるが、介護サービスの提供はない）
- *軽費老人ホーム（低額な料金で日常生活に必要なサービスを提供）

介護が必要な人が対象の施設

- *介護付き有料老人ホーム（介護サービスがついた老人ホーム）
- *認知症高齢者グループホーム（認知症のため介護を必要とする人が、少人数で共同生活をする施設）
- *特別養護老人ホーム（常に介護が必要で在宅生活が困難な人が、機能訓練や介護などのサービスを受けながら生活をする施設）

3 大阪市の住宅支援制度

大阪市の高齢者
住宅支援

大阪市の高齢者住宅支援に関する情報を見ることができます。

大阪市高齢者住宅支援

検索

トラブル PICK UP

被災地支援にかこつた投資話にご注意!



トラブル事例

1 「大震災復興を支援するファンド」に出資を勧めるパンフレットと書類が届いた。被災地の工場などの支援をうたい、2年目で8%、3年目には24%、1,000万円以上の出資なら最大配当が35%と記載されている。4年前に未公開株の被害にあってから、自宅には多数の業者から金融商品のパンフレットが送られてくる。

2 公的な機関を名乗る団体から電話があり「近いうちに温泉付き老人ホームのパンフレットが届く。利用権として20万円を支払ったら、後で2倍以上の額が返金される」と説明された。返金の理由を聞くと「地震の被災者に入居してもらうために国から支給されるお金があるので、その分を返金に充てる」と言う。しかし、届いたパンフレットは、公的機関からのものでなかった。不審である。

アドバイス

消費生活相談窓口には、東日本大震災以降、震災に乗じた投資話に関する相談が多く寄せられています。上記の事例のほかにも、風力発電会社や浄水器関連会社の未公開株の勧誘など、原発事故を口実にした手口も目につきます。

- 1** の事例でも分かるように、過去に未公開株や社債などを購入した人（高齢者）が、再度狙われるケースが多発しています。
- 2** の事例は「劇場型※」と呼ばれる詐欺的な手口で、実際に利用権の買い取りや返金が行われたケースは確認されていません。

※ ある業者から、パンフレットや電話などで商品や権利などと称するものの勧誘があり、その後、別の業者や団体を称する者からその商品や権利を高値で買い取るので代わりに買ってほしいなどと勧誘する手法（国民生活センターHPから）

被災地支援といった、社会貢献を思わせる耳あたりの良いフレーズに加え、「必ずもうかる」と勧誘されると、心が動かされるかもしれません。しかし、信ぴょう性に乏しい、あやしいもうけ話には絶対に耳を貸さない、手を出さないよう注意しましょう。

このようなトラブルにあわないためには・・・

- 1** 安易なもうけ話はないと肝に銘じること。
- 2** 必要がなければきっぱり断ること。
- 3** 公的機関を名乗るケースは注意すること。
- 4** 急いでお金を払わないで、家族や周りの人に相談すること。

困った時には、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

伝統野菜

今月の
伝統野菜

天王寺蕪

てんのうじかぶら



大阪市天王寺付近が発祥で、切れ葉と丸葉の2種類がある。いずれも根身は純白扁平で甘味が強く、肉質は緻密である。野沢菜の原種ともいわれ、葉も漬物や煮物などに利用できる。

大阪産(もん)

簡単レシピ

天王寺蕪の含め煮

〈材料〉4人分

天王寺蕪 …… 6 個	薄口しょう油… 大さじ1
だし汁 …… 1.5 カップ	ほうれん草 …… 1 束
みりん …… 適量	ゆずの皮 …… 適量

- 1** 天王寺蕪はくし形に切り、厚く皮をむいて面取りをし、米のとぎ汁でややかためにゆでる。
- 2** ①を水洗いして水気を切っておく。
- 3** だし汁に②と、みりん、薄口しょう油を入れて、弱火で30分程じっくり煮含ませる。
- 4** 器に盛り、塩ゆでしたほうれん草とせん切りにしたゆずの皮を添える。

大阪市

くらしの達人!
わんデー講座

テーマ

くらしのエキスパート
～消費者カアップで生活しようぜ～

日時 9月27日(火) 14:00～16:00

場所 弁天町市民学習センター 講堂
【住所】〒556-0007 大阪市港区弁天1丁目2番2-700号
オーグ2番街7階

【最寄駅】地下鉄「弁天町」駅 JR「弁天町」駅

講師 山木 香代 (消費生活コンサルタント)

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 70人 (申し込み多数の場合は抽選)

締め切り日 9月20日(火)

テーマ

人はなぜ騙されるのか?
～悪質商法に騙される心理とその対処法～

日時 10月21日(金) 14:00～15:30

場所 総合生涯学習センター 第1研修室
【住所】〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-500号
大阪駅前第2ビル5階

【最寄駅】地下鉄「梅田」駅、「西梅田」駅、「東梅田」駅、JR「大阪」駅、
東西線「北新地」駅、阪神電車・阪急電車「梅田」駅

講師 古川 雅一 (立教大学ビジネスデザイン研究科 特任准教授)

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 70人 (申し込み多数の場合は抽選)

締め切り日 10月14日(金)

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先

大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

多重債務相談会及び賃貸住宅相談会

弁護士及び司法書士による無料法律相談会を開催します。

日時 9月10日(土)・11日(日) 14:00～16:00

場所 大阪市消費者センター

日時 9月12日(月)・15日(木) 19:00～21:00

場所 総合生涯学習センター

日時 9月13日(火)・16日(金) 19:00～21:00

場所 難波市民学習センター

日時 9月14日(水) 19:00～21:00

場所 阿倍野市民学習センター

対象 消費者の方(事業者は対象外)

定員 1日あたり各4人 申し込み多数の場合、先着順

締め切り日 申し込み受け付け 8月10日～相談会当日まで

申し込み方法 電話(FAX可)

申し込み・問い合わせ先

大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活
相談

06-6614-0999

毎日10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談

ホームページからメール相談に
アクセスしてください。(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

大阪府

くらしのナビゲーターによる
高齢者向け
消費者問題ミニ講座

撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

テーマ 高齢者に被害の多い悪質商法と対策など

時間 30分～1時間

定員 1回10人～50人まで

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

(財)関西消費者協会 TEL:06-6945-1100

金融・経済講演会

テーマ これからの経済と私たちの暮らし

日時 10月18日(火) 14:00～15:30

場所 大阪商工会議所 国際会議ホール
【最寄駅】地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅

講師 浜 矩子
(同志社大学大学院ビジネス研究科 教授)

定員 500人

申し込み方法 ハガキまたはFAXでお申し込みください。

<記載事項>

①10月18日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤電話番号
⑥質問事項(ある方のみ) ⑦くらしすと

申し込み・問い合わせ先

〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45

日本銀行大阪支店内

大阪府金融広報委員会事務局

TEL:06-6206-7748 FAX:06-6233-6080

主催:大阪府金融広報委員会

後援:大阪府、金融広報中央委員会



●生活情報ぶらざ(大阪府消費生活センター)

地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

消費生活
相談

06-6945-0999

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談

ウェブサイトからメール相談にアクセスしてください。
(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く 10:00～16:00)

■土曜/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜/06-6203-7650 社団法人 全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索